

2024年度 日本学生支援機構奨学金 説明資料（3月採用者用） **【貸与】**

学生生活課



交付物について

- 1) 奨学生証
(第一種：水色 第二種：黄色 併用者は2枚)
- 2) 貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）：1枚
- 3) 返還誓約書（併用者は2枚）
- 4) 返還誓約書 提出前チェック表
- 5) 【貸与】日本学生支援機構奨学金 返還誓約書の
提出について（大学作成プリント・両面刷）
- 6) 返還誓約書記載事項訂正届
- 7) 保証依頼書（機関保証選択者のみ）
- 8) 返還保証書（該当者のみ）

奨学生のしおりについて

採用関連書類に同封した「奨学生のしおり」は、ダイジェスト版です。

この説明資料は、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「2024年度貸与奨学生のしおり」に沿って説明しております。必ずダウンロードのうえ併せてご確認ください。

「貸与奨学生のしおり」

URL：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/shogakushiori/index.html>



奨学生証について

- 確認してください！！
学籍番号、氏名、貸与の始期・
貸与の終期、貸与月額、
利率の算定方法（第二種のみ）
- 奨学生番号
奨学金に関する問い合わせ、
諸手続に必要
携帯電話や手帳にメモしましょう

日本学生支援機構奨学金

■ 第一種奨学金

→ 無利子

■ 第二種奨学金

→ 有利子（卒業後、利息が発生）

日本学生支援機構奨学金（しおりP.6～8）

■ 人的保証

連帯保証人・保証人の2名を選ぶ制度

■ 機関保証

指定された保証機関に一定の保証料を支払うことで連帯保証をうける制度

→ 月々振り込まれる奨学金は 保証料を引いた金額

おぼえておいてください

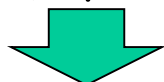
- 奨学金の名前は？ **日本学生支援機構奨学金**
- 奨学金の種別は？ **第一種（無利子） or 第二種（有利子）**
- 保証制度は？ **人的保証 or 機関保証**
- 皆さんの奨学金は給付型ではなく、
貸与型の奨学金です。

奨学生採用から貸与終了まで（しおりP.15）

初回振込・・・3月11日（火）



採用書類受け取り（←今ココ）



返還誓約書の提出（期限までに提出がない場合は振込保留）



（毎年12月～1月）継続手続案内



※二次採用で採用となった場合、初年度は
「奨学金継続願」の提出は不要です。

※次年度以降、詳細はMicrosoft 365
（Outlook）のメールを必ず確認すること

※住所変更時は必ずDUET等で
大学へ住所変更を届けること!!

継続手続（インターネット）→適格認定

奨学生採用から貸与終了まで （しおりP.15）

継続手続（インターネット）→適格認定



（適格となった場合）継続



最高学年の11月…返還に関する手続き案内

※貸与奨学金返還確認票 を受け取り

※リレー口座加入申込書の提出

リレー口座（奨学金返還に利用する口座）からの自動引き落としで、卒業（退学）後の10月に返還が開始されます。

日本学生支援機構奨学金

■貸与期間・・・標準修業年限
→貸与終期は卒業（修了）月

次年度も継続を希望する場合、
毎年12～1月の継続申請を行うこと

来年の4月に、新たに出願する必要
はありません。

入金（奨学金の振込）について（しおりP.46）

入金（振込）の通知等はありません。
自分で通帳記帳などにより確認してください。6月～3月は

毎月 **11日** が入金日です。

※4月・・・**21日**

5月・・・16日 です。

例年問い合わせが多いので注意してください。
必要に応じて、親御さんにも連絡してください。

貸与月額・月額変更について（しおりP.48～）

【第一種】（金額はP.90以降を参照）

最高月額を利用できるか否かは、「奨学生証」・「スカラネット・パーソナル」にて確認

■ 自宅通学

20,000円、30,000円、40,000円、54,000
円から選択

■ 自宅外通学

20,000円、30,000円、40,000円、50,000
円、64,000円から選択

貸与月額・月額変更について（しおりP.48～）

【第二種】（大学院生は月額が異なるのでP.90以降を参照）

■ 2万円～12万円（1万円単位）
の中から途中での月額変更が可能

→ただし、安易な増額は卒業後の
返還負担増大につながるので注意

増額・減額については、「月額変更届」の提出が必要。
増額時、人的保証の場合は連帯保証人・保証人の署名・
押印・印鑑登録証明書が必要→余裕を持った手続きを！
※第二種奨学金の減額は、
スカラネット・パーソナルから手続きが可能です。

併用または移行を希望する場合（しおりP.50）

次の出願期間（定期募集は次年度の3～4月）

※に現在採用されていない方の奨学金を再出願してください。

ex.) 第一種→第一種＋第二種

第一種は大学の成績での出願基準（前年度までの成績順位が所属学部学科での1/3以上）があります。

※次の出願期間は、同志社大学奨学金ウェブサイトの情報をよくご確認ください。

→不採用の場合、既採用の種別が継続されます

貸与中の異動について （しおりP.51～）

学籍異動（休学・退学など）が生じた場合は、所属学部事務室で手続きの後、必ず学生生活課へも申し出てください。

休学により奨学金を休止した場合、復活を申し出る必要があります（しおりP.53）。

→ 2年を越えて休停止期間が継続すると
辞退（廃止）扱いとなります。注意！

保証制度の変更について（しおりP.8）

- ・ 機関保証→人的保証… × 変更不可
- ・ 人的保証→機関保証… ○ 変更可能

※ただし、変更時点までの機関保証料を一括納入する必要があります

【重要】

現段階で人的保証から機関保証への変更を希望される方は返還誓約書を作成する前に学生生活課までご相談ください。

継続申請手続について（しおりP.61～）

毎年12月～1月：奨学金継続願 提出案内

※詳細については、

Microsoft 365 (Outlook)のメールを必ず確認

次年度の奨学金受給継続の意思を確認する重要な手続きです。スカラネット・パーソナルを通じての手続が必須

→手帳等の1月に「**奨学金継続願の提出**」と記入しておいてください。

スカラネット・パーソナルについて（しおりP.86～）

機構が提供する奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができるインターネットシステムです。

- ◆継続願の提出はスカラネット・パーソナルから
- ◆利用にはユーザーIDとパスワードの登録が必要

必ず全員登録すること
（QRコードを読み込むと簡単です）

適格認定について （成績等の審査）

■廃止・停止措置

- 年間修得単位 **10** 単位未満
（半期休学の場合は **5** 単位未満）

- 留年が確定**した場合

留年者（卒業延期のおそれがある者を含む）は原則 「**廃止**」 となります。

※休停止状態が2年を超えると、
奨学金は辞退（廃止）となります。

連絡はMicrosoft 365 (Outlook)を使います

奨学金に関する連絡は、大学が付与したE-mailアドレス宛（doshisha.ac.jp）に行います。普段からE-mailをチェックするようにしましょう。

自身が日常使用するメールアドレス宛に、**大学のE-mailアドレスから転送**の設定をしてください。

また、住所変更時はDUET等で必ず**大学へ新住所を届け出て**ください。

返還誓約書について (P.20～)

返還誓約書は、あなたと日本学生支援機構との間の奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

返還誓約書にはあなたがスカラネットで入力した情報が印字されています。

印字内容に誤りがないか十分確認してください。

給付奨学金を受給し、第一種奨学金の貸与月額が併給調整されている場合、返還誓約書の借用金額は、申込時の希望月額より算出されています。

返還誓約書について (P.20～)

■提出期限：4月11日（金）（郵送・消印有効）

提出期限までに提出されなかった場合は、

振込保留→最終的に採用取消となります。

■記入について

消せるボールペンは**使用不可**

黒又は青のボールペンを使って記入すること

■印鑑について

スタンプ印・ゴム印等は**使用不可**

朱肉で押すタイプを使うこと

返還誓約書の作成方法

返還誓約書は、4種類あります。

「貸与奨学生のしおり」の該当ページを確認し、作成してください。

返還誓約書の種類	「奨学生のしおり」のページ
第一種奨学金 機関保証	32～33ページ
第二種奨学金 機関保証	34～35ページ
第一種奨学金 人的保証	36～37ページ
第二種奨学金 人的保証	38～39ページ
保証依頼書【機関保証選択者のみ】	30～31ページ

返還方法の選択

■ **月賦返還**か**併用返還**を必ず選択する

→返還回数の都合で、併用返還は返済総額がやや高くなります

■ 併用返還は、ボーナス払い併用

月々の返済額は少額となるが、ボーナス月（1月と7月）の返済額は、普段の月の**6倍**になります

→返済計画の立てやすい**月賦返還**がオススメ

※第一種奨学金で所得連動返還方式選択者は返還方法の選択不要※

返還方式について (P.9~11)

■ 定額返還方式

- ・ 返還誓約書に定められた一定の返還金額を返還します

■ 所得連動返還方式

- ・ 奨学金を返還するときの金額が、前年の収入に応じて決まります
- ・ 機関保証を選択する必要があります
- ・ マイナンバー提出書の提出が必要
(詳細はしおりP.11を参照してください)

返還誓約書について

■ 人的保証の人 . . .

連帯保証人・保証人欄は 本人直筆・本人実印
同一筆跡・同一印・印鑑証明書と違う印は
すべて不備→書き直し・印鑑押し直しです！

必ず該当者に伝えること！！

■ 機関保証の人 . . .

本人以外の連絡先欄は 本人直筆

返還誓約書について（署名）

■署名時の注意

旧字体・異体字の漢字を含む氏名の場合、システム対応していない漢字は、類字または新字体で返還誓約書に印字されている場合があります。

この場合、氏名についての返還誓約書記載事項訂正届は必要ありませんが、署名の際には添付する「印鑑登録証明書」や「住民票」に記載されている文字で署名をしてください。

例）返還誓約書の印字は「高」で、印鑑登録証明書の印字は「高」の場合

氏名	(高橋 英樹)	フリガナ	タカハシ ヒデキ
署名	高橋 英樹		平成 8 年

返還誓約書の提出について（プリント参照）

■ 印鑑押印時の注意

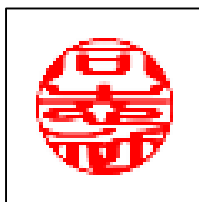
朱肉を使って、**鮮明に**押してください。
→ かすれている、欠けている等は
すべて**押し直し**になります。

遠方の親権者・連帯保証人・保証人の場合、押しなおしの無いよう、鮮明に押しってもらうよう依頼しておいてください。

返還誓約書の提出について（プリント参照）

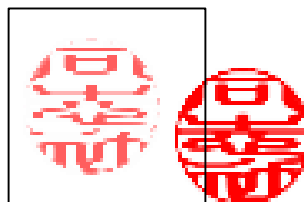
■ 印鑑押印時の注意

<良い例①>



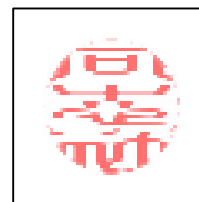
<良い例②>

押し直しの場合



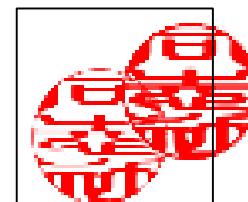
<悪い例①>

欠・かすれ・にじみ



<悪い例②>

二度押し



※押し直す場合は、

- ・ 印と印が重ならないよう押印してください。
- ・ 余白がない場合も なるべく押印欄の枠線内にかかるように押印してください。
- ・ 他の署名者欄にかぶらないように押印してください。

返還誓約書の提出について（プリント参照）

■ 添付書類

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

返還誓約書には、添付書類が必要です

★人的保証・・・②③④（⑤）が必要

★機関保証・・・①（⑤）が必要

- ①・・・保証依頼書・保証料支払依頼書（機関保証選択者のみ）
- ②・・・連帯保証人の収入に関する証明書
- ③・・・連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
- ④・・・保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
- ⑤・・・住民票（コピー不可）※対象者のみ

第一種・第二種併用者・・・すべて2部ずつ必要です

返還誓約書の提出について（プリント参照）

■ 機関保証の人

① 保証依頼書・保証料支払依頼書

保証依頼書の記入日（2箇所）：
返還誓約書の借用金額欄右上に
印字されている年月日と一致させる

本人住所欄：現住所を記入してください
（下宿をしている人は下宿先の住所）

返還誓約書の提出について（プリント参照）

■ 返還誓約書の印字内容に訂正がある場合

項目によって訂正方法（提出書類）に違いがあり複雑です。

しおりP.40～41を参照の上、訂正してください。

また、同志社大学奨学金ウェブサイト記載の「返還誓約書・保証依頼書の訂正例」も併せてご確認ください。

返還誓約書提出時の注意

- 書類はホッチキス止めなどはせず、バラバラの状態で提出してください。
- 返還誓約書は二枚複写式です。
提出するのは一枚目のみです。
記入後、二枚目は本人控えとして貸与終了まで大切に保存しておいてください。
(機関保証の人は保証依頼書も同様です。)

奨学金を受給する際の注意

- しおりは、必ず、ご自身で、通読して貸与終了まで大切に保管してください。
- 署名や押印は該当の方が、ご自身で記入していただく必要があります。実印か認印かも間違いのないようにしてください。
- 書類を郵送する際は、必ず簡易書留など
記録の残る方法で！ 【書類は個人情報のかたまりです】

保証人に4親等以内の親族でない者
もしくは65歳以上の者を選任している場合

返還誓約書の右下「添付書類」欄に
「返還保証書」と印字されている方は、
以降のスライドをご確認のうえ、
「返還保証書」及び資産等に関する証明書類
をご提出してください。

返還誓約書の提出について（プリント参照）

- 保証人に4親等以内の親族以外もしくは
65歳以上の者を選任している場合

返還保証書・資産に関する証明書類の
提出が必要です。

4親等内・・・おじ・おば・祖父・祖母・いとこ・
別生計の（就職している）兄弟 等

※注意・・・離婚した（親権のない）父母は、
「知人」とみなされ、上記書類の
提出が必要になります。

保証人に4親等以内の親族でない者 もしくは65歳以上の者を選任している場合

■ 必要書類

返還保証書の日付は
返還誓約書に印字さ
れた日付を記入！

① 返還保証書

※保証人本人の署名・実印が必要です！

② 資産等に関する証明書（コピー可）

第一種・第二種併用者はすべて2部ずつ必要です

保証人に4親等以内の親族でない者 もしくは65歳以上の者を選任している場合

■資産等に関する証明書について

以下のいずれかの条件に該当する方を選出してください。

I 年間収入・所得で判定

- ・給与所得者 年間収入 **320**万円以上（証明書類：源泉徴収票、年金振込通知等）
- ・給与所得者以外 年間所得 **220**万円以上（証明書類：確定申告書控（受付印のあるもの）等）

II 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が**貸与予定総額**以上（証明書類：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等）

III 上記IとIIの組み合わせで判定

$I + (II \div 16)$ で算出される金額が（給与所得者の場合） **320**万円以上
（給与所得者以外の場合） **220**万円以上

※年金は給与として扱います

※給与所得以外 + 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です

保証人に4親等以内の親族でない者 もしくは65歳以上の者を選任している場合

返還保証書が封入されている方で、保証人に選任する方が「**義兄・義姉**」の場合、4親等以内ですので返還保証書は不要です。

ただし、続柄を「兄弟・姉妹」に修正する必要がありますので、「**返還誓約書記載事項等訂正届**」を作成してください。

